

まちづくり

活動支援事業補助金を紹介します

※補助金の交付は1年度内に1回、
通算3回
★申込方法
地域振興課または市ホームページで配布の申請書類を記入の上、持参してください。
※今年度事業の申込は、9月末までです

に、企画の事業効果や地域特性、公共性、継続性、独創性などを総合的に判断・選考します。
※現在今年度事業の応募は終了しています。平成29年度事業の応募の詳細については、後日掲載予定です。

市は、市内で活動している自治会や市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業に対して、補助金を交付しています。

これは、市民の創意工夫で市全体が元気になる、または地域のために提案した事業を自分たちで実際に「行う」仕組みとなっています。市の一一体感を育てる、または地域がもつと元気になる、そんなアイデアあふれる事業にぜひご活用ください。

**自治会が行う
まちづくり活動支援事業**

★対象
自治会が行う事業
★補助率
対象経費の3分の2以内(自治会の世帯数に応じて上限あり)

※1自治会につき1年度内に1回、
通算6回(平成32年度まで)
※通算回数によって補助の対象事業
が異なります

★申込方法
地域振興課で配布の申請書類に記入の上、持参してください
※今年度事業の申込は、9月末までです

**市民団体が行う
まちづくり活動支援事業**

★対象
市内で活動する市民団体(自治会を除く)が行う、地域福祉や環境整備、文化振興などを推進する事業(団体の会員以外に広く市民が参加できる活動であることが条件)
★補助率
対象経費の3分の2以内(上限20万円)の額

※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続することができます。ただし、2年目以降の補助率は順次引き下げとなります。
※補助金の95%以内(上限200万円)の額

★申込方法
必要書類(事業計画書や収支予算書など)を作成の上、地域振興課へ持参してください
その後、応募団体のプレゼンテーション(毎年5月上旬に実施)をもと

個性ある地域振興事業

市内で活動する市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業で、事業費が30万円以上のもの

★補助率
対象経費の95%以内(上限200万円)
※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続することができます。ただし、2年目以降の補助率は順次引き下げとなります。
※補助金は、地域の実情を知り、地元に愛着を持つ自治会や市民団体の皆さんのアイデアによって、地域が元気になる活動を応援されています。

今年度ご紹介した各種事業の補助金は、地域の実情を知り、地元に愛着を持つ自治会や市民団体の皆さんのアイデアによって、地域が元気になる活動を応援されています。

皆さんもこの機会を利用して、仲間同士で温めているすてきなアイデアを実現させてみませんか?



担当者からひとこと

近年、全国的に地域の人たちを中心とした個性豊かなまちづくり活動が盛んに行われています。

地域振興課 さいとうまさひと
斎藤雅人副主幹

インターネット議会中継!

くわしくは 議事課 議事調査係 ☎ 21-5140

図：インターネット映像中継の視聴方法

